

上川北部圏域地域・職域連携推進連絡会要領

1 目的

道民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等)を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携(以下「地域・職域連携」という。)により、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の共同実施、更には、健康づくりに関する社会資源を相互に活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、生活習慣病予防対策を推進する。

2 上川北部圏域地域・職域連携推進連絡会(以下「推進連絡会」という。)及び委員会の設置

- (1) 推進連絡会は、4に掲げる関係機関で構成し、その中から委員を選定し、委員会とする。
- (2) 推進連絡会は、地域における特性を十分に踏まえて、特に3の事項について連携事業を行う。
- (3) 具体的な連携事業の企画、実施・運営、評価等の検討は委員会で行う。
- (4) 委員の互選により委員長を置く。
- (5) 委員長は会議の議長となり議事進行を行う。
- (6) 具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、作業部会等を置くことができる。

3 検討内容

- (1) 情報の提供
 - ア 地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップ等の作成により、保健事業の活用を推進
 - イ 保健事業に関する普及啓発事業の推進
- (2) 課題対策の検討
地域保健・職域保健の双方の参画により、地域特性を踏まえた健康課題について、対策を検討する。
- (3) 保健活動
 - ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を推進
 - イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を推進
 - ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を推進
 - エ その他必要な保健事業の推進

4 関係機関

- (1) 地域保健関係機関
保健所(北海道上川総合振興局保健福祉部名寄地域保健室)、市町村(保健センター)
- (2) 職域保健関係機関
労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、商工会、農業協同組合
- (3) その他関係機関等
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等

5 事務局

事務局は北海道名寄保健所(北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室)企画総務課に置く。

(付則)

この連絡会は、平成19年1月18日から施行する。

(付則)

この連絡会は、平成21年3月26日から施行する。

(付則)

この連絡会は、平成23年3月22日から施行する。

(付則)

この連絡会は、平成29年2月24日から施行する。

(付則)

この連絡会は、平成30年9月18日から施行する。